

東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会
第5回会合

高地移転と土地利用規制

1. 過去にとられた高地移転等の措置 p1
2. 過去に高地移転した地域の状況 p7
3. 過去に移転等を行っていない地域の状況 p9

過去にとられた高地移転等の措置

岩手県、宮城県において、過去にとられた被災後の措置

	1896明治三陸地震 死者・行方不明者(名) 岩手県18,158, 宮城県3,452	1933昭和三陸地震 死者・行方不明者(名) 岩手県2,713, 宮城県308	1960チリ地震 津波死者・行方不明者(名) 岩手県62, 宮城県54
被災後の 主な措置	<ul style="list-style-type: none"> ・復興のため、住民の他県流出の防止および移住者の募集 ・自己負担が中心の高地移転 	<ul style="list-style-type: none"> ・高地移転等を盛り込んだ復興事業 ・建築禁止区域の設定(宮城県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波防災施設中心の津波対策事業計画 ・条例による土地利用規制(宮城県志津川町)
高地移転の 状況	移転数43集落 (うち集団移転は7集落)	岩手県18町村38集落 (すべて集団移転) 宮城県15町村60集落 (うち集団移転11集落、他は各戸移転)	地盤かさ上げ(1町)
備考	<u>生活の不便などから原地に復帰する傾向</u> が見られ、1933昭和三陸地震による津波により、 <u>再度被災</u> を受けたところもある。	<u>集落の特徴別の移転計画の方針</u> が示され、あわせて移転の際は「 <u>既往の津波における最高浸水線以上にする</u> 」などの方針が示された。	津波防災施設を中心とした対策が進められた。堤防は、チリ地震津波の潮位を基準とし、洗堀防止のための措置などが計画策定の基準で示された。

過去にとられた高地移転等の措置(1896明治三陸地震)

自己負担が中心の高地移転が行われたが、高地移転後、低地へ戻る傾向が見られた。

主な措置	復興の状況
<ul style="list-style-type: none"> ○住民の他県流出の防止および移住者の募集 <ul style="list-style-type: none"> ・他県への転出、移住の動きを抑制するための説得 ・漁業再興のため、被災地への移住促進 ○自己負担が中心の高地移転 <ul style="list-style-type: none"> ・復興事業に関して国庫の助成を受けたものは殆どなく、高地移転は、各自が移動したもの、有志者が提案し義援金などを使用して宅地開発を行って移転したもの。 ・岩手県では地元有力者の指導の下、宮城県では一部県主導で実行（高地移転に伴う道路整備を、町村が負担できないので全工費を県税の特別補助で実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 移住者が主体となって復興を遂げた村は、津波災害の教訓が活かされず、低地に住む傾向にあった。 ➤ 高地移転した者の多くも生活の不便などから原地に復帰する傾向が見られた。 ➤ 原地に復帰後、1933昭和三陸地震による津波により、再度被災を受けることとなった。

(出典)内閣府「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書 1896 明治三陸地震津波」(平成17年3月)、内務省「三陸津浪に因る被害町村の復興計画報告」

低地に戻る要因

- (1) 漁業を生業とするものの居住地から海浜までの距離が遠すぎたこと
- (2) 高地移転で飲料水が不足したこと
- (3) 交通路が不便であったこと
- (4) 主集落が原地にあり、それと離れて生活する際の不便や集落心理
- (5) 先祖伝来の土地に対する執着心
- (6) 津波襲来が頻繁でないこと(約10年経った頃からの復帰が目立つ)
- (7) 大漁が契機となり浜の仮小屋を本宅とする様になったこと
- (8) 大規模火災が発生し、集落が焼失してしまったこと(唐丹村)
- (9) 納屋集落が漸次的な定住家屋へ発展したこと
- (10) 津波未経験者が移住してきたこと

(出典)田中館・山口『三陸地方の津浪による聚落移動』

(参考1)「気仙郡移住者規則」における移住者の募集規定【抜粋】

- 移住民は、遠洋漁業に長じているか、現在漁業に従事しており、移住後も引き続き漁業に従事する者に限る。
- 移住後三ヶ月間の毎月の給与は以下のように定める。(略)
- 移住者の必要な旅費等は支給するが、その上限は一戸当たり金30円までとする。
- 移住者に対する費用は、その移住旅費を除き、全て受け入れ地区が負担すること。
- 移住者には一年間組合費を賦課しないものとする。

(出典)内閣府「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書 1896 明治三陸地震津波」(平成17年3月)

(参考2)宮城県本吉郡役所「善後事務処辨の梗概」に見られる移転に伴う内容【要約】

- 津浪被害部落転地工事の事
- ・移転地工事は、被災者が各戸で「高台の適当な場所を選定し」、部落を挙げて移転する計画を定め、被害者は各自土地を買入れ、家屋を建設する。
- ・集落の移転、家屋建設にあたり、道路新開の必要があるが、被災町村の負担は困難であり、工費を全額、県税の特別補助とした。

(出典)宮城県「宮城県昭和海嘯誌」

過去にとられた高地移転等の措置(1933昭和三陸地震)

高地移転等が盛り込まれた復興計画に基づき、多くの集団移転が行われた。

主な措置	復興の状況
<p>○高地移転等を盛り込んだ復興事業</p> <p>※都市計画・復興事業にあたっては「<u>都市らしき形態を備ふる大聚落と漁業農業を生活中心とする小聚落との間には、其の防浪対策又は部落移転計画等につき自ら相異なる方針を採るべきである。</u>」としている。</p> <p>※被害が軽微だったところや小集落については自力での復興や移住が行われたが、多くの事業が国庫補助や低利融資などによって実施された。</p> <div data-bbox="127 639 1116 1011" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>＜方針＞</p><ul style="list-style-type: none">・地方的中心市街地については、全部を移転するのは不可能であり、海辺に隣接することを絶対的要件とする運送業、倉庫等を除き、住宅は後方安全なる高地に敷地を造成し移転とする。・漁業を主体とする沿岸集落については、必ずしも海岸に密接して居住することを必要としないことから全村高地移転することを奨める。・移転不可能な場所については、防浪堤や護岸の築造、防潮林の建設、避難道路の新設などを行う。</div> <p>○建築禁止区域の設定</p> <p>宮城県では県令により罰則付きの建築禁止区域を設定した。</p>	<p>➤ 宅地造成箇所は宮城県15町村60集落(うち集団移転11集落、他は各戸移転)、岩手県18町村38集落(すべて集団移転)</p> <p>➤ 田老村においては、高地移転するための十分な用地がなく、地盤高上げも高価だったことから、防潮堤を建設し、その背後に住居を復興。市街地の東と南西の低地は緩衝地区とした。</p>

(参考)復興事業執行の方法(国庫補助)

○街路復興事業費補助

- ・総工費10万円のうち85%を国庫補助

○住宅適地造成資金利子補給

- ・被災した集落の復興にあたり、その住宅を高所に移転するための住宅適地造成費について低利資金を融通し、その利子を国庫において補給。

過去にとられた高地移転等の措置(1933昭和三陸地震)

(参考)宮城県復興計画(宅地造成、住宅復興)(出典)宮城県昭和震嘯誌

第四編 復舊復興 第六章 復舊事業の進捗 第九節 宅地造成及住宅復舊

I 宅地造成及住宅復舊の計畫

海嘯に依り流失倒潰せる家屋の復舊に付ては、再び斯る悲惨事を繰返さざらんため、安全なる高地に移轉せしむる事に決し、宅地造成に關しては、四月十一日、罹災地町村長に對し

一、宅地造成の高さは今回及明治二十九年の海嘯以上となすこと

一、在來道路より新に選定せる宅地に達する道路に對しては之を町村道に認定せらるるものに付ては地方振興事業として改修をなすこと

一、部落より高地の避難場所(學校・神社・寺院・其の他の廣場)に通ずる避難道路の新設に付きても前項同様取扱ふこと

等を指示し、之が目的達成のため、政府より一九五、〇〇〇圓(全額利子補給)の資金の融通を受け、且、事業費の約三割の六〇、〇〇〇圓を義捐金より補助することとせり。

又、海嘯罹災地に臨時海嘯地家屋復興計畫委員會を設け、宅地造成住宅建設計畫の審議機關たらしめたり。更に、六月三十日、海嘯罹災地建築取締規則を設定して、危険區域を指定し、住宅の建設を禁止し、又、住宅復舊資金として、金貳拾七萬六千五百圓の低利資金の融通を受け、町村を経て、各罹災者に轉貸したり。

II 宅地造成の進捗

かくて、罹災地十四箇町村、二十六部落に亘る大規模なる土木工事たる宅地造成の事は決議せられ、造成總戸數八〇三戸は一齊に鑿・槌の音も勇ましく着手せられたり。

其の間、山腹を切り崩し、畑地を均し、新道路を開鑿する等、苦心慘憺たる勞作ありしは勿論、場合によりては、先祖代々住み馴れたる海邊の地を離れて、深く山間丘陵の地に移住、新住宅造成の必要に迫られしものもあり。かかる場合、出來得べくんば、海岸に防波堤を築き、或は土盛などしても、舊位置を離れざらんとするは人情なり。又、罹災地住民の多くは半農・半漁に従事するもの最も多き關係上、生業の一たる漁業に従事するに、海邊に居住するの至便なるは謂ふを俟たず。

かかる事情よりして、舊位置居宅再建に關する諸種の陳情は引續き行はれたりしかども、縣當局は、從來の三陸沿岸の數度に亘る慘禍に鑑みて、作業場・倉庫・工場等の類の、海邊再建乃至新築は許可したれども、住宅のかかる危険地帯に建設せしむる事は、斷然之を禁ずるの態度を執り、四月十四日宮城縣訓令甲第十三號により、之を公示したり。

次に、同事業遂行に際して困難を感じしは、住宅造成は勢、數戸集團的に設くる關係より、相當廣汎なる土地を一括的に求むる必要あり。これが買收につき、關係町村は並々ならぬ苦心を拂へるが如く、多くの町村が災害より一箇年間に造成を完了したるに、十五濱村・唐桑村等が、當時、尚、二百數十戸及八十數戸の未完成戸數を算したるは、全くこの方面の順調なる交渉を得ざりしが爲ならん。

第五編 雜録 第七章 震嘯災に關する諸法令 第二節 縣令・訓令・告示

海嘯罹災地建築取締規則(宮城縣令第三十三號、昭和八年六月三十日)

第一條 昭和八年三月三日ノ海嘯罹災地域並海嘯罹災ノ虞アル地域内ニ於テハ知事ノ認可ヲ受クルニ非サレハ住居ノ用ニ供スル建物(建物ノ一部ヲ住居ノ用ニ供スルモノヲ含ム以下同シ)ヲ建築スルコトヲ得ス

前項ノ地域ハ知事之ヲ指定ス

第六條 第一條第一項第四條第一項及第五條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

過去にとられた高地移転等の措置(1960チリ地震)

津波防災施設を中心とした対策が進められた。一方で、条例による建築制限を行った地域もある。

主な措置

○津波防災施設中心の津波対策事業計画

※「昭和35年5月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法」に基づき設置された「チリ地震津波対策審議会」がチリ地震津波対策事業計画を決定。

<津波対策事業計画策定基準>

- ・堤防天端計画は、原則として、チリ地震津波の潮位を基礎とする
- ・堤防の天端、表法及び裏法はコンクリート等による被覆工を施すものとし、表法尻及び裏法尻は洗堀防止のための措置をとる

○災害危険区域の建築制限条例の設定

- ・北海道厚岸郡浜中町、宮城県志津川町(現・南三陸町)において災害危険区域内の建築を禁止する条例による土地利用規制(※)が行われた。
※違反による罰則規定はない

復興の状況

- 陸前高田市高田海岸では、海水浴場、観光地としての利用面を考慮し、第一線堤(T.P+3.0m)、第2線堤(T.P+5.5m)の二段構えとされた。
- 大船渡湾では世界最初の津波防波堤が完成。
- チリ津波緊急対策は昭和41年度で終了。

(参考1) 北海道厚岸郡浜中町 災害危険区域内の建築制限条例(昭和35年9月28日 条例第20号)(趣旨)

第1条 建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条の規定による災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限は、この条例の定めるところによる。

(災害危険区域の指定)

第2条 建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域として次の区域を指定する。霧多布、新川、暮帰別及び榑町の区域のうち、国又は、地方公共団体の築造する防潮堤及び防潮堤築造予定線からそれぞれ海面までの地域。

(建築物の建築の制限)

第3条 災害危険区域内においては住居の用に供す建築物は建築してはならない。但し、次の各号に掲げる建築物については、この限りでない。

- (1) 季節的な仮設のもの
- (2) 主要構造部(屋根及び階段を除く)を鉄筋コンクリート造又は、これに準ずる構造とするもの
- (3) 基礎コンクリートとして、その高さを防潮堤と同等以上とするもの
- (4) 地盤面の高さを防潮堤の高さと同等以上とした地盤に建築するもの

(参考2) 南三陸町災害危険区域設定条例(平成17年10月1日 条例第152号)

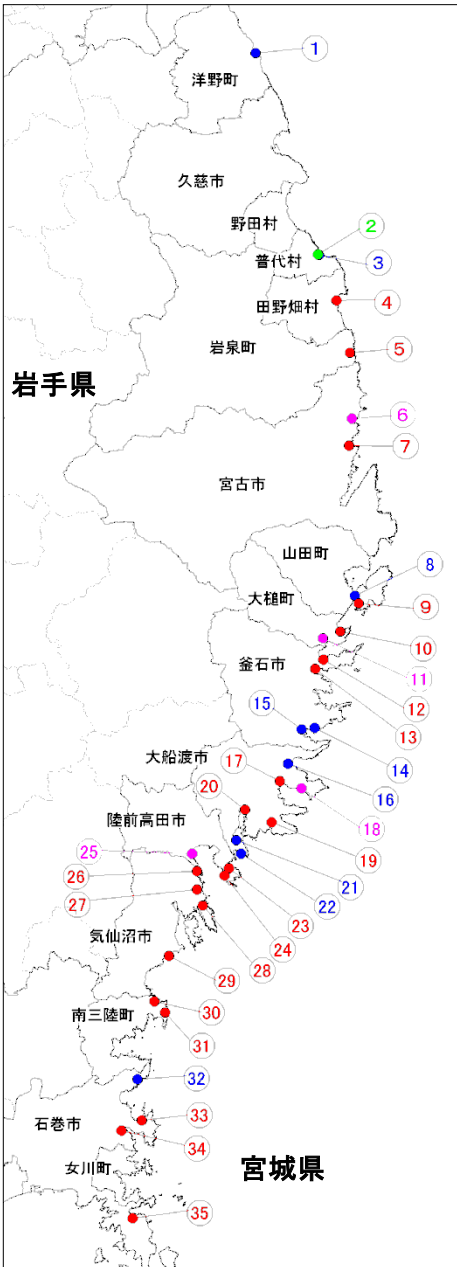
第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項及び第2項の規定に基づき津波、高潮、出水等による危険の著しい区域として南三陸町災害危険区域を設定する。

第2条 南三陸町災害危険区域は、次のとおりとする。

字名	区域
志津川字南町	88番地、89番地以南
志津川字大森町	97番地、98番地
志津川字旭ヶ浦	全域
戸倉字戸倉	169番地から196番地まで

第3条 前条に規定する災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築は、禁止する。

過去にとられた高地移転等の措置



		今回の津波被害の状況		過去の津波時の対応					
	被害	旧地域名(現在の市町村名)		明治三陸地震津波		昭和三陸地震津波	チリ地震津波	備考	
過去に移転を行った地域	なし	①種村八木(洋野町)	③普代村太田名部(普代村:注)	①	③	①	③	なし	一度移転した地域数 4 二度移転した地域数 5 <small>注: 普代村は、水門・防潮堤が有効に機能した結果としての無被害を含む。</small>
		⑧船越村船越(山田町)	⑭唐丹村本郷(釜石市)	⑧	⑭	⑧	⑭		
		⑮唐丹村小白浜(釜石市)	⑯吉浜村本郷(大船渡市)	⑮		⑮	⑯		
		⑳末崎村細浦(大船渡市)	㉒末崎村泊里(大船渡市)			㉑	㉒		
		㉓十三浜村相川(石巻市)				㉓			
	あり	④田野畑村平井賀(田野畑村)	⑤小本村小本(岩泉町)				④	⑤	一度移転した地域数 15 二度移転した地域数 6
		⑦崎山村女遊戸(宮古市)	⑨船越村田ノ浜(山田町)	⑦	⑨		⑦	⑨	
		⑩大槌町吉里吉里(大槌町)	⑫鶺鴒居村箱崎(釜石市)	⑩	⑫	⑩		⑫	
		⑬鶺鴒居村両石(釜石市)	⑰越喜来村浦浜(大船渡市)		⑰	⑬		⑰	
		⑱綾里村湊(大船渡市)	⑳赤崎村宿(大船渡市)			⑱		⑳	
㉑広田村六ヶ浦(陸前高田市)		㉒広田村泊(陸前高田市)			㉑		㉒		
㉔唐桑村大沢(気仙沼市)		㉕唐桑村只越(気仙沼市)	㉔		㉔		㉕		
㉖唐桑村宿(気仙沼市)		㉘大谷村大谷(気仙沼市)		㉘	㉖		㉘		
㉙歌津村田ノ浦(南三陸町)		㉚歌津村石浜(南三陸町)			㉙		㉚		
㉛十五浜村船越(石巻市)		㉜十五浜村雄勝(石巻市)			㉛		㉜		
行ってない移転ない地域	あり	⑥田老村田老(宮古市)	⑪大槌町大槌(大槌町)	⑥ (現地復興)	⑪ (防潮堤)	⑥ (区画整理、防潮堤建設)	⑪ (防潮堤)	高さ15.5mの普代水門により、浸水被害なし	
		⑩越喜来村崎浜(大船渡市)	㉕気仙町長部(陸前高田市)	⑩ (区画整理)	㉕ (現地復興)	⑩ (不明)	㉕ (防浪堤)		高地移転が難しかった地域において、海岸堤防を津波が乗り越え被災した。

過去の復興計画地域(1896明治三陸津波、1933昭和三陸津波)の出自:内務大臣官房都市計画課『三陸津波に因る被害町村の復興計画報告』、建設省国土地理院『チリ地震津波調査報告書』、山口弥一郎選集第六巻『日本の固有生活を求めて』、山口弥一郎『津波常習地三陸海岸地域の集落移動』、山口弥一郎『津波と村』

(参考)明治大学 建築史・建築論研究室『三陸海岸の集落 災害と再生: 1896, 1933, 1960』

(※)一覧表に記載の地域は、現時点で把握できた範囲であり、網羅できていない可能性がある。

また、現時点の調査、過去の記録から把握できた浸水範囲、復興計画地域等を地図に表示してあるが、過去の資料が不明瞭であることなど、必ずしも位置が正確でないものも含まれる。

過去に高地移転した地域の状況①

宮城県石巻市北上町十三浜相川の状況(高地移転した場所は浸水なし)

昭和三陸地震の後、当初の場所から北方約500mの高地に、面積約2,313坪の敷地を造成し、29戸を移転した。計画敷地高は満潮面から31mである。(内務大臣官房都市計画課『三陸津波に因る被害町村の復興計画報告』(1934))

今回の津波では移転地域は、今回全く被害を受けていない。

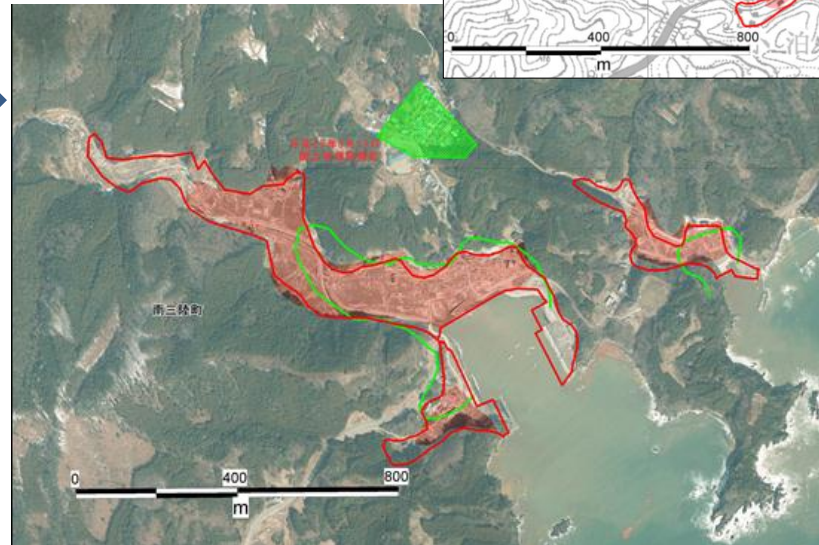
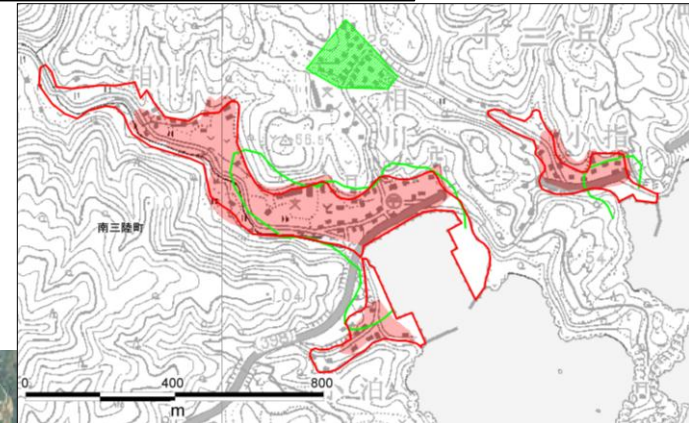
昭和8年建築禁止区域



	昭和 8 年 家屋流失倒壊区域
	宅地造成区域
	建築禁止区域

- 東北地方太平洋沖地震津波浸水範囲
- チリ地震津波浸水域
- 昭和三陸津波浸水範囲
- 明治三陸津波浸水範囲
- 東北地方太平洋沖地震家屋流出区域
- 昭和三陸地震過去の復興計画地域
- 明治三陸地震過去の復興計画地域

現在のまちと被災の状況



2011 津波の浸水範囲: 国土地理院の浸水範囲データ
1960 津波の浸水範囲: 岩手県津波防災マップ、チリ地震津波災害復興誌(岩手県)、The Chilean Tsunami of May 24, 1960, チリ津波合同調査班、地震研究所、1961.12
1933 津波の浸水範囲: 岩手県津波防災マップ、『地震研究所彙報』別冊第 1 号、地震研究所、1934
1896 津波の浸水範囲: 岩手県津波防災マップ
『東北地方太平洋沖地震家屋流出区域』: 日本地理学会 津波被災マップ(家屋の多くが流される被害を受けた範囲 ※概ね8割以上の家屋が流出している範囲)
津波の復興計画(1896、1933): 内務大臣官房都市計画課『三陸津波に因る被害町村の復興計画報告』、山口弥一郎選集第六巻『日本の固有生活を求めて』
背景写真: 国土地理院空中写真
(参考) 明治大学 建築史・建築論研究室『三陸海岸の集落 災害と再生: 1896、1933、1960』

石巻市北上町十三浜相川

(内務大臣官房都市計画課『三陸津波に因る被害町村の復興計画報告』(1934年)、宮城県昭和震嘯誌)

過去に高地移転した地域の状況②

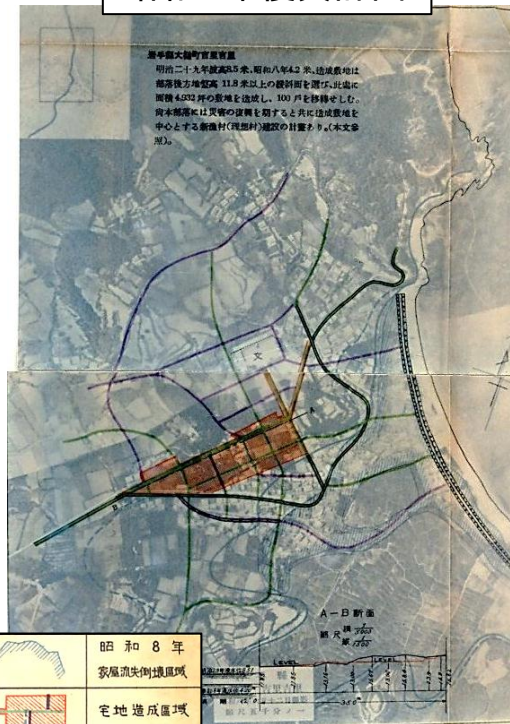
岩手県大槌町吉里吉里の状況(高地移転した場所の地域を含めて全域で浸水)

明治三陸地震前の戸数は160戸以上にも達していたらしいが、波高8.5mの津波で内100戸以上流失の大被害があり、西北部山麓の道路沿いに約50戸がそれぞれ移動を完了した。しかし、昭和8年までには10戸程は漸次戻っていた。(山口弥一郎『津波と村』(恒春閣書房,1943)/p.94~95)

昭和三陸地震の波高4.2mの津波により、原地に戻った者、その後の低地に住んだ津浪未経験の新移入者、及び29年に移った人々の一部も再び襲はれて、結局272戸中105戸の流失となった。そこで、後方地盤高11.8m以上の緩斜面上に、4,932坪の敷地を造成し、100戸が移動した。当時の住宅適地造成事業によって造成し、建築資金は産業組合において借入れ、建築用材の購入、設計、建設に至る迄購買組合の事業とした。建築完成後、半壊以上の被災者に年賦掛込(ローン)により売却した。床上浸水程度の被災者には移動の実費を供給、その他の住宅も含め、集落全戸の移動を計画した。(山口弥一郎『津波と村』(恒春閣書房,1943)/p.95、内務大臣官房都市計画課『三陸津波に因る被害町村の復興計画報告』(1934)

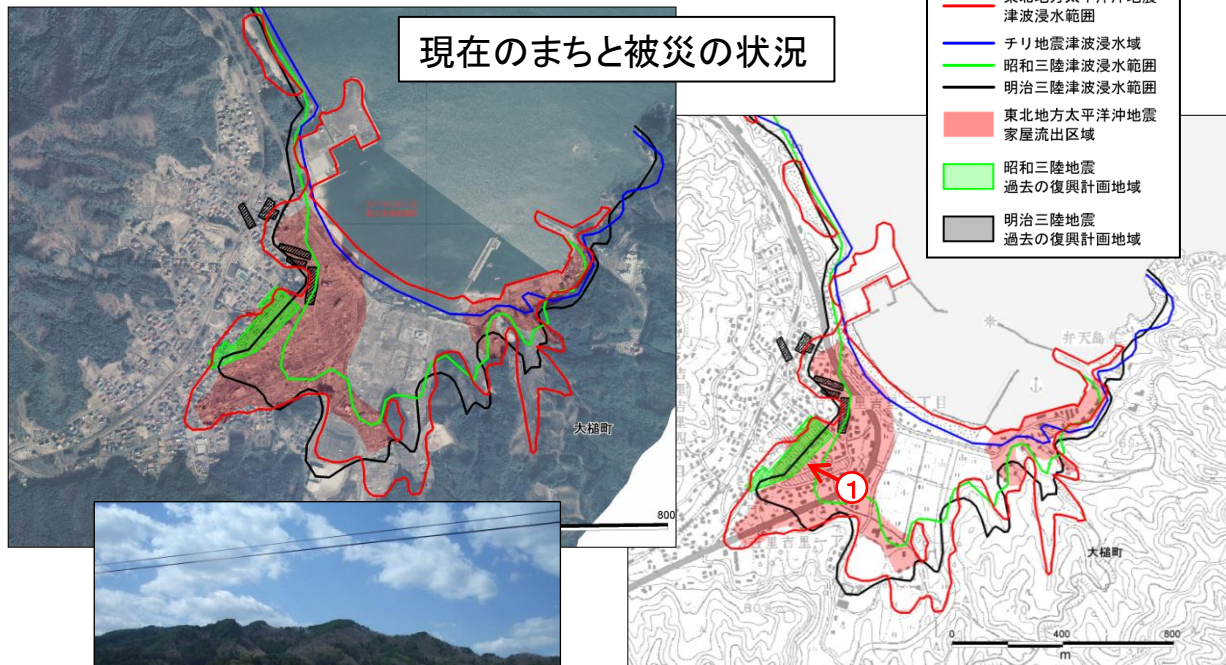
今回の津波では、整備した地域においても浸水・家屋流出の被害を受けた。

昭和8年復興計画



(内務大臣官房都市計画課『三陸津波に因る被害町村の復興計画報告』(1934年))

現在のまちと被災の状況



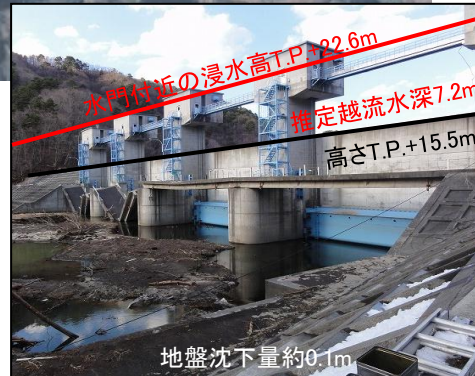
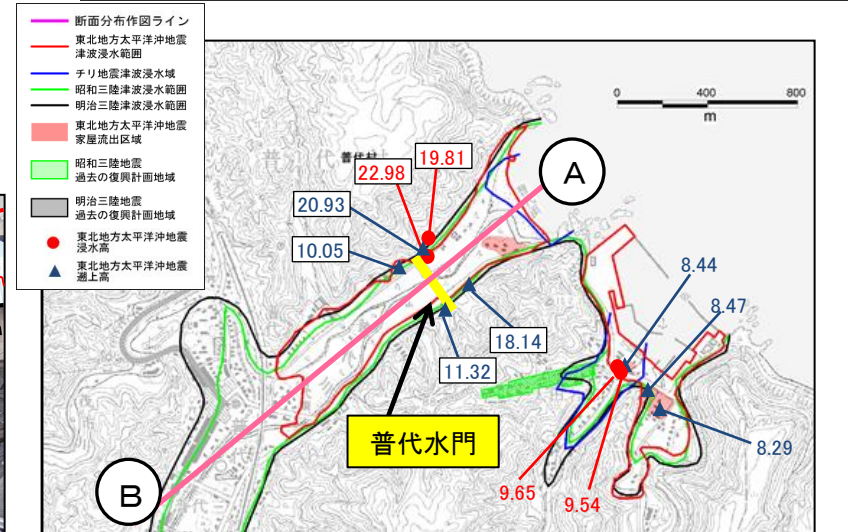
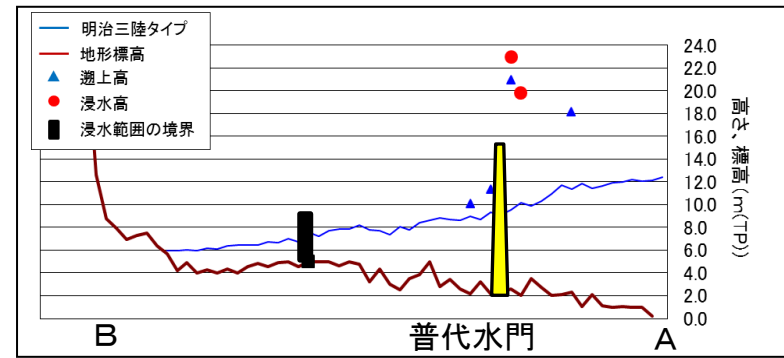
今回の津波の浸水範囲:国土地理院の浸水範囲データ
 チリ地震の浸水範囲:岩手県津波防災マップ、チリ地震津波災害復興誌(岩手県)、The Chilean Tsunami of May 24,1960.チリ津波合同調査班、地震研究所、昭和三陸地震の浸水範囲:岩手県津波防災マップ、『地震研究所彙報』別冊第1号、地震研究所
 明治三陸津波の浸水範囲:岩手県津波防災マップ
 『東北地方太平洋沖地震家屋流出区域』:日本地理学会津波被災マップ(家屋の多くが流される被害を受けた範囲 ※概ね8割以上の家屋が流出している範囲)
 津波の復興計画(1896,1933):内務大臣官房都市計画課『三陸津波に因る被害町村の復興計画報告』、山口弥一郎選集第六巻『日本の固有生活を求めて』
 背景写真:国土地理院空中写真、被災状況写真:三菱総合研究所提供
 (参考)明治大学 建築史・建築論研究室『三陸海岸の集落 災害と再生:1896,1933,1960』

過去に移転等を行っていない地域の状況①

岩手県普代村普代(水門の建設)

明治三陸地震(波高:15.2m)、昭和三陸地震(波高:11.5m)、チリ地震(波高:2.4m)の後、普代川の河口から、高さ15.5m、長さは約200mの普代水門を約300m上流に建設。津波は到達時に水門を越えたものの、住宅などに浸水の被害はなかった。(波高:日本被害津波総覧第2版)

現在のまちと被災の状況



① 普代小学校手前まで津波が遡上

② 普代水門

【出典】
 ・1999年明治三陸モデル浸水想定結果: 日本海溝・千島海溝周辺型地震対策に関する専門調査会想定結果・2011年東北地方太平洋沖地震浸水高、遡上高: 東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループによる「連絡値(2011年5月9日参照)」。注: 使用データは信頼度大(信頼度大なるもの、信頼明瞭にして、測量調査 最も小なるもの)を使用。
 ・2011年東北地方太平洋沖地震家屋流出: 国土院防災資料センター「4.0 過去の津波の浸水範囲」国土院防災資料センター「チリ地震の浸水範囲」国土院防災資料センター「昭和三陸津波の浸水範囲」国土院防災資料センター「東北地方太平洋沖地震家屋流出区域」;
 ・2011年東北地方太平洋沖地震津波浸水範囲: 国土院防災資料センター「4.0 過去の津波の浸水範囲」国土院防災資料センター「チリ地震の浸水範囲」国土院防災資料センター「昭和三陸津波の浸水範囲」国土院防災資料センター「東北地方太平洋沖地震家屋流出区域」;
 ・日本地理学会津波浸水マップ: 津波の多岐にわたる浸水を受けた範囲。 ※概ね8割以上の家屋が流出している範囲。
 ・津波の復興計画(1986-1993): 内閣府国土院防災計画課「三陸津波に起因する被災地の復興計画報告書」山口第一副課長兼「新」日本の国を再生するための「航空写真」国土院防災センター、写真: 広報普代(平成23年3月号)
 (参考) 明治大学 建築史・建築論研究室「三陸津波の集落 災害と再生: 1896, 1933, 1980」

過去に移転等を行っていない地域の状況②

岩手県宮古市田老(防浪堤を乗り越えて大被害)

明治三陸地震では波高15mの津波に襲われ、285戸流失、1,447人死亡といわれている。防災対策として、義損金を基金として2mの盛土により宅地造成の計画をたてたが、意見の不一致と資金難のため、道路沿いに約50cm盛土することに終わって原地復興の型となった。

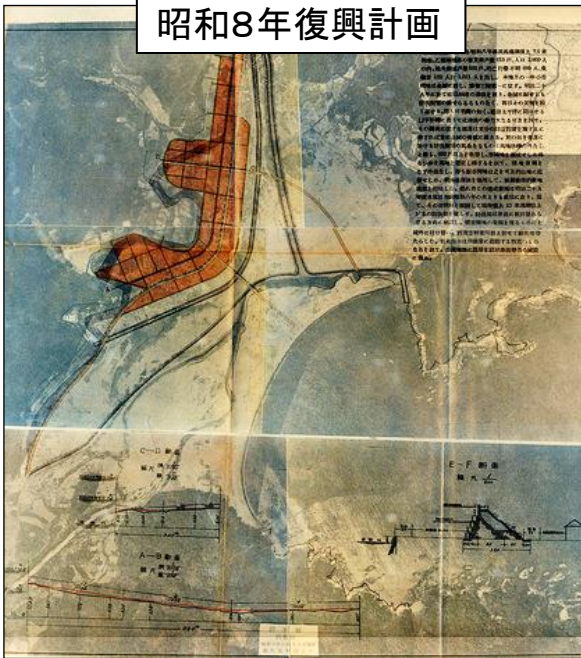
(建設省国土地理院『チリ地震津波調査報告書』(1961年)/p.75)

昭和三陸地震の波高7.6mの津波で、田老、乙部総戸数503戸、人口2,950人のうち、流失倒壊503戸、死者行方不明者889人の大被害を受けた。500戸を収容する適地がないので、原地の区画整理(耕地整理)により宅地を造成し、防浪堤によって囲む計画を策定した。昭和33年、延長1,350m、上幅3m、根幅最大25m、高さ地上7m、海面上10.65mの大防浪堤が完成した。

(建設省国土地理院『チリ地震津波調査報告書』(1961年)/p.75)

今回の津波は防浪堤を乗り越え、その堤を破壊し、集落において大きな人的、物的被害を出した。

昭和8年復興計画



1933津波後の復興計画

(内務大臣官房都市計画課『三陸津浪に因る被害町村の復興計画報告』(1934年))

